

建築基準法第43条第2項第2号許可の同意に係る会長専決基準

平成22年3月24日制定
平成30年9月25日改正
平成30年11月15日改正

(目的)

- 1 周南市建築審査会条例第3条第3項の規定に基づき、会長専決に係る基準を以下のとおり定める。

(基準)

- 2 建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定による建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第10条の3第4項及び周南市の「建築基準法第43条第2項第2号許可の運用基準」（以下「運用基準」という。）に掲げる基準に適合するものの内、以下に掲げる条件を全て満たすもの。

(1) 省令第10条の3第4項 第2号関係

- (ア) 従前と同一用途の建築物の増築又は建替えであること。
- (イ) 床面積が既存建築物の床面積の1.5倍を超えないものであること。
ただし、一戸建ての住宅を除く。

(2) 省令第10条の3第4項 第3号関係（運用基準タイプ1）

- (ア) 建築物の用途が農林業従事者等（家族を含む。）の住宅、付属施設又は軽微な農林業等関連施設であり、増築又は建替えであること。

附 則（平成22年3月24日）

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月25日）

この基準は、平成30年9月25日から適用する。

附 則（平成30年11月15日）

この基準は、平成30年11月15日から適用する。